

# 広川町立図書館へ行こう!

☎ 広川町立図書館 ☎ 0943-32-1163



## ■今月のおすすめの本



決定版猫と一緒に生き残る  
**防災 BOOK**  
猫びより編集部 / 編  
日東書院本社



**僕たちは、宇宙のこと  
ぜんぜんわからない**  
ジョージ・チャム / 著  
ダイヤモンド社



**世界のかわいい家**  
バイインターナショナル / 編著  
バイインターナショナル



**ユニクロ 潜入一年**  
横田増生 / 著  
文藝春秋



**この高鳴りを僕は青春と呼ぶ**  
坂田光 / 著  
ヨシモトブックス



**作りかけの明日**  
三崎亜記 / 著  
祥伝社



**僕の明日を照らして**  
瀬尾まいこ / 著  
筑摩書房



**私はどこで  
生きていけばいいの?**  
ローズマリー・マカーニー / 文  
西村書店東京出版編集部



**つくられた心**  
佐藤まどか / 作  
ポプラ社



**おおかみの  
おなかのなかで**  
マック・バーネット / 文  
徳間書店

## ■夏休み子ども企画 「図書館夏まつり 2019」

おはなしの会「きらら」による読み聞かせや、あつと驚くマジックなど、大人も子どももワクワク・ドキドキ間違いなし! かき氷や回転まんじゅう、からあげなどの移動販売もあります。

●期日 8月4日(日)

●場所 町民交流センター「いこっと」

13:00 ~ 13:30 おはなし会 [1階ロビー]

13:45 ~ 14:15 マジック・ショー [1階ロビー]

14:30 ~ 15:30 プチ・シアター「おしりたんてい」  
(開場 14:15 ごろ) [2階大研修室・定員 80人]

※すべて入場無料、事前申し込み不要

## ■おはなし会

●幼児向け [お話しの森]

6日(土) 10:30 ~ 11:00、読み手: きらら

21日(日) 10:30 ~ 11:00、読み手: たまてばこ

●乳幼児向け「かっちんこ」[ハグハグ]

17日(水) 10:30 ~ 11:00、読み手: 絵本コンシェルジュ

町立図書館ここがすごい!

## vol.1 新刊が多くてすごい!

「やっぱり図書館へ行こう」と隔月で、町立図書館の良さをお伝えします。

町立図書館には、毎週約100冊程度、年間4,500冊程度の児童書、一般書が納入されています。



これらの本は利用している皆さまからのリクエストや新刊案内カタログ、新聞の書評などから選ばれています。新刊が多くある町立図書館は「新しい、きれいな本が読める」図書館なのです。

## ■7月の休館日

●1日(月)、4日(木)、8日(月)、16日(火)、22日(月)、29日(月)

●毎週(月)、第1(木)が休館です。(月)が祝祭日の場合、翌日以降の直近の平日が休館です。

# 国民年金保険料の納付が困難になったら 免除・猶予の申請を

☎ 住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112



国民年金では「老齢」「障害」「遺族」の3つの基礎年金<sup>※1</sup>がみなさんの生活を保障しています。しかし保険料の未納が続くと、これらの年金が受けられなくなるおそれがあります。

国民年金を受給するためには、受給資格期間<sup>※2</sup>が10年以上必要です。未納期間は受給資格期間に反映されません。

何らかの事情で納付が困難になったときは、未納のままにせず、保険料の免除・猶予を申請ください。

※1 障害・遺族基礎年金の受給には納付要件あり

※2 国民年金、厚生年金、共済組合の保険料納付期間と、保険料の免除・猶予期間の合計

## 免除

申請者とその配偶者、世帯主それぞれの前年所得（申請月によっては前々年所得）が基準以下であれば、所得に応じて保険料が一部または全額免除されます。

一部免除（4分の3、半額、4分の1）の場合、残りの保険料を納付しないと、全額未納として受給資格期間に反映されません。

免除区分や期間に応じて、年金受給額は減額されますので、ご注意ください。

## 猶予

50歳未満の申請者とその配偶者の所得が基準以下であれば、保険料の納付が猶予されます（納付猶予）。

20歳以上の学生の場合は、在学中の保険料の納付が猶予されます（学生納付特例）。ただし、一定以上の所得がある学生は、猶予できないことがあります。

納付猶予、学生納付特例は、10年以内に追納がなければ、年金受給額に反映されません。

## 免除・猶予の申請

前年度に申請した人も、改めて申請する必要があります（全額免除または納付猶予に該当し、継続を希望していた人を除く）。

過去の未納期間も申請できる場合があります。

次のものを持参し、国保・年金係で申請ください。

● 印鑑（シャチハタ不可、

- 本人申請の場合は不要）
- 基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの
- 離職票または雇用保険受給資格者証（失業により申請する場合）
- 学生証のコピーまたは在学証明書（学生納付特例を申請する場合）

## 保険料の追納

国民年金保険料は通常、納期から2年を過ぎると納付できなくなりますが、免除・猶予を受けた期間が10年以内であれば、保険料を後で納付することができます（追納制度）。

納付月から2年を過ぎた場合、次年度から加算金がかかります。早めに追納し、年金の満額受給につなげましょう。

## 老齢基礎年金の減額

老齢基礎年金額は、保険料を40年間納めた場合の満額が780,100円（令和元年度）です。しかし、未納や免除・納付猶予などの期間がある場合、その月数に応じて減額されます。

## 国民健康保険被保険者証が8月に更新されます

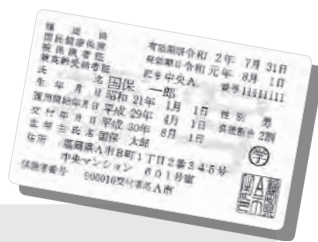
現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降に使用できる新しい保険証は、7月中旬～下旬、簡易書留で送付します。

保険証は国民健康保険に加入していることを証明する、大切なものです。汚したり、紛失したりすることがないように保管ください。

※国民健康保険税が未納となっている世帯は、新しい保険証が送付できない場合があります。

▶臓器提供意思表示欄にご記入を  
保険証の裏面にある「臓器提供意思表示欄」を記入すると、臓器移植に対する自分の意思を示すことができます。詳しくは(公社)日本臓器移植ネットワーク(☎0120-78-1069)へお問い合わせください。

☎ 国民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112



### 「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」も8月に更新されます

医療費の窓口での自己負担を限度額までにできる「限度額適用認定証」と、入院時の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」も8月に更新されます。引き続き交付を希望する人は、国保・年金係で申請ください。

[必要なもの] 印鑑、国民健康保険被保険者証、マイナンバー通知カード(またはマイナンバーカード)

[対象者] 限度額適用認定証：国保加入者(70歳以上の人は、世帯主と世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人、または同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の国保加入者がいる人)

標準負担額減額認定証：国保加入者で、世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人

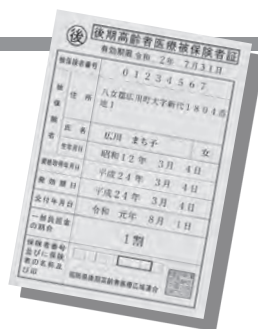
※医療保険適用の高額な治療を受けている人など、必要な人だけ申請ください。  
※適用区分「オ」または「低II」の限度額適用認定証、標準負担額減額認定証を持っており、過去12か月以内の入院日数が90日を超えている人は、入院時の食事代がさらに減額される場合があります。

## 後期高齢者医療被保険者証が8月に更新されます

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証(うす緑色)は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降に使用できる新しい被保険者証(うすむらさき色)は、7月下旬に送付します。

※保険料が未納となっている人は、新しい被保険者証が送付できない場合があります。

☎ 国民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112



負担割合が1割となるため、国保・年金係で申請ください。

- ・世帯内に被保険者が2人以上おり、被保険者全員の収入の合計額が520万円未満である
- ・世帯内の被保険者が1人であり、

- 被保険者本人の収入が383万円未満である
- ・世帯内の被保険者が1人であり、被保険者本人と、同じ世帯の70～74歳の人の収入が計520万円未満である

### ▶自己負担割合のご確認を

被保険者証には、前年中の所得をもとに判定した、8月から翌年7月までの自己負担割合が記載されています。

自己負担割合は通常1割ですが、同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合は3割となります。ただし、次のいずれかに該当する人は、自己

### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も8月に更新されます

医療費の窓口での自己負担を限度額までにできる「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も8月に更新されます。8月1日以降に使用できる新しい認定証は、被保険者証とは別に7月下旬に送付します。7月31日までに認定証を発行していない人、認定区分が変更になる人には送付されません。

[対象者] 限度額適用認定証：負担割合が3割かつ所得が一定額未満の人  
限度額適用・標準負担額減額認定証：世帯全員が住民税非課税の人